

瀬ヶ崎福寿会会則

(名称および事務所)

第1条 本会は、瀬ヶ崎福寿会と称し、事務所を会長宅に置く。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦をはかり、良好な地域社会の形成に資することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、つぎの各項を推進する事業を行う。

- (1) 会員のふれあいと生きがいに関すること
- (2) 奉仕と学習に関すること
- (3) 健康増進と安全な生活維持向上に関すること
- (4) その他本会の目的達成に必要なこと

(会員)

第4条 本会の会員は、60才以上の瀬ヶ崎自治会の会員で、本会の趣旨に賛同し、規定の会費を納入する者を対象とする。

(役員)

第5条 本会につぎの役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 理事 若干名
- (4) 会計 2名
- (5) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 役員は、総会において原則としてつぎにより選任する。

- (1) 正副会長、会計および監事は、役員の間選により選任する。
- (2) 理事は、各丁目毎に会員数に合わせ、2名もしくは3名又は運営上必要とする人数を選任する。

(役員職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括し、各会議を召集し、その議長となる。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。
3. 理事は、担当地域会員の意を体し、役員会に出席して必要事項を審議する。
4. 会計は、本会の会計事務を処理する。
5. 監事は、会の事業および会計を監査する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年とする。ただし重任を妨げない。

2. 役員は、その任期が満了しても、後任役員が選任されるまでその職務を行う。
3. 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第9条 本会に顧問をおくことができる。

2. 顧問は、会長が役員会にはかってこれを委嘱する。
3. 顧問は、各会議に出席し、重要事項について意見を述べるができる。
4. 顧問任期は、役員に準ずる。

(慶弔)

第10条 会員の慶弔に際する金員の贈与は、つぎのとおりとする。

1. 会員がつぎの事項に該当するときは、祝金を贈呈する。
 - (1) 喜寿 3,000円
 - (2) 米寿 5,000円
 - (3) 白寿 7,000円
2. 会員が死亡したときは、弔慰金5,000円を贈る。
3. 会の運営に特に功労のあつた者に対しては、正副会長協議の上、特別支出をすることができる。

(会議)

第11条 本会の会議は、総会および役員会とする。

(総会)

第12条 総会は、つぎの事項を審議議決する。

- (1) 事業計画および事業報告に関する事項
- (2) 予算および決算に関する事項
- (3) 会則に関する事項
- (4) その他本会の運営上必要な事項

(役員会)

第13条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

2. 役員会は、つぎの事項を議決する。
 - (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 会の運営および事業に関する事項
 - (3) その他必要と認める事項

(議 決)

第14条 各会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長これを決定する。

(経費および会費)

第15条 本会の経費は、会費、さいたま市補助金、瀬ヶ崎自治会助成金、寄付金および雑収入をもって充てる。

2. 会費は、1名年額 1,200円とし、前納する。
3. 年度途中の入会に際する会費は、入会日より月割計算とする。

(支 出)

第16条 本会の経費を支出するときは、会長の承認を受けるものとする。

(帳 簿)

第17条 本会につきの帳簿を置く。

- (1) 会計簿
- (2) 収入および支出を証明する書類
- (3) 預金通帳
- (4) 会議録
- (5) 役員名簿
- (6) 会員名簿

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(特別措置)

第19条 本会則に定めのない事項については、正副会長が協議の上決定することが出来る。

付 則

1. この会則は、平成7年6月22日より施行する。
2. 平成24年4月21日 一部改訂
3. 平成30年4月21日 一部改訂